### ■主な外来種(春季)(つづき)



# ■主な重要種(秋季)



# ■主な重要種(秋季)(つづき)

和名 カテゴリー	写真	環境
ミヤマアカネ 区部 VU		(次大夫堀公園 高茎草地)
クマスズムシ 区部 DD		(成城三丁目緑地 雑木林)
(秋季) 7月の確認も含む ヒグラシ 区部 NT		(成城三丁目緑地 雑木林)
(春季) オオアメンボ 区部 CR		(等々力渓谷 河川)

# ■主な重要種(秋季)(つづき)

和名 カテゴリー	写真	環境	
(秋季) リンゴクロカスミ カメ 環境省 NT			
(秋季) ウバタマムシ 区部 CR		(	
(秋季) モンスズメバチ 環境省 DD		(砧公園 低茎草地)	

# ■主な外来種(秋季)

和名	写真	環境	
アカボシゴマダラ 原名亜種			
		(砧公園 シバ草地)	
		(成城三丁目緑地 雑木林)	

【別紙 2】

# ④鳥類

# ■主な重要種

和名 カテゴリー	写真	環境	
オオタカ 種の保存法 国内 環境省 NT 区部 CR		(砧公園 広葉樹林)	

# ■主な外来種

和名	写真	環境	
ガビチョウ 特定外来生物		公園や寺社が隣接する竹林と広葉樹林の混ざった場所で鳴き声を確認。	
ワカケホンセイイ ンコ		(三宿の森緑地 広葉樹林)	

### ⑤魚類・底生生物

### ■魚類重要種(春季)

和名 カテゴリー	写真	環境
ドジョウ 環境省 DD		(砧公園 河川)

### ■底生動物重要種(春季)



# ■底生動物重要種(春季)(つづき)

和名 カテゴリー	写真	環境
モクズガニ 区部 留意種		(等尺力渓谷 河川)
ハグロトンボ 区部 VU		(等尺力渓谷 河川)
オニヤンマ 区部 NT		(成城三丁目緑地 湧水)
オオアメンボ 区部 CR		(砧公園 河川)

# ■底生動物重要種(春季)(つづき)

和名 カテゴリー	写真	環境
ヤマトクロスジへ ビトンンボ 区部 CR		
ドジョウ 環境省 DD		(成城三丁目緑地 湧水)

# ■底生動物重要種(秋季)



# ■底生動物重要種(秋季)(つづき)

和名	写真	環境
カテゴリー サワガニ 区部 留意種		(等尺力渓谷 湧水)
モクズガニ 区部 留意種		(等々力渓谷 河川)
オニヤンマ 区部 NT		(成城三丁目緑地 湧水)
オオアメンボ 区部 CR		(等々力渓谷 河川)

# ■底生動物重要種(秋季)(つづき)

和名 カテゴリー	写真	環境
ヤマトクロスジへ ビトンンボ 区部 CR		(成城三丁目緑地 湧水)

# 3. 国・東京都の目標と世田谷区の目標の比較

	生物	勿多樣性国家戦略2012-2020(愛知目標)	東京都	世田谷区
	目標1	遅くとも2020年までに、生物多様性の価値及びそれを保全し持続 可能に利用するために取り得る行動を、人々が認識する。	・生物多様性に配慮した行動様式への転換 ・水辺と緑の活用による地域と連携した啓発活動 ・生物多様性の持続可能な利用のための普及啓発	目標7 多様な主体が生物多様性の恵みを身近なこととして理解 する
	目標2	遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発及 び貧困削減のための戦略や計画プロセスに統合され、適切な場合 には国家勘定や報告制度に組み込まれている。	・みどりの指標調査	目標6 生物多様性に関する情報を一括して管理・発信できる仕 組みを整える
戦略目標A: 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、とにより、の根本原因に対処する。	目標3	遅くとも2020年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために、補助金を含む生物多様性に有害な奨励措置が廃止され、あるいは段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び特続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。	・緑化計画書制度による都市緑化の誘導 ・建築物環境計画書制度等 ・保全地域の指定を通じた貴重な緑の保全 ・特別緑地保全地区の指定による緑の保全 ・「緑確保の総合的な方針」に基づく緑の保全 ・農地等の保全 ・都市開発諸制度等緑化を推進する取組	目標1 多様な生きものが生息・生育する場を保全する
	目標4	遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。	<ul> <li>経済活動と自然環境保全の両立を図る開発規制の推進</li> <li>緑の地産地消</li> </ul>	目標9 世田谷らしい地域の自然資源(有形の資源)を継承する
	目標5	2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも 半減し、また可能な場合にはゼロに近づき、また、それらの生息 地の劣化と分断が顕著に減少する。	<ul> <li>・里地里山の保全</li> <li>・森林の保全</li> <li>・緑の拠点となる公園・緑地の整備拡大</li> <li>・グリーンロード・ネットワークの形成・充実</li> <li>・学校の総合的な緑化の推進</li> </ul>	目標1 多様な生きものが生息・生育する場を保全する 目標2 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生態的なネットワークを形成する (目標9 世田谷らしい地域の自然資源(有形の資源)を継承する)
	目標6	2020年までに、すべての魚類と無脊椎動物の資源及び水生植物が 持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適 用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、枯渇した すべての種に対して回復計画や対策が実施され、絶滅危惧種や脆 弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態 系への漁業の影響が生態学的に安全な範囲内に抑えられる。		目標7 多様な主体が生物多様性の恵みを身近なこととして理解 する
戦略目標B: 生物多様性への直接 的な圧力を減少さ せ、持続可能な利用	目標7	2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様 性の保全を確保するよう持続的に管理される。		目標1 多様な生きものが生息・生育する場を保全する
を促進する。	目標8	2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多 様性に有害とならない水準まで抑えられる。	・水環境の保全・回復	目標6 生物多様性に関する情報を一括して管理・発信できる仕 組みを整える
	目標9	2020年までに、侵略的外来種及びその定着経路が特定され、優先 順位付けられ、優先度の高い種が制御又は根絶される。また、侵 略的外来種の導入又は定着を防止するために、定着経路を管理す るための対策が講じられる。	<ul><li>外来種対策</li></ul>	目標3 有害鳥獣や外来種による被害の対策及び共生に向けた普 及啓発を図る
	目標10	2015年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ確その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力が最小化され、その健全性と機能が維持される。		目標1 多様な生きものが生息・生育する場を保全する
戦略目標C:	目標11	2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%。また沿岸域 及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重 要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な 良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベー スとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観や海 洋景観に統合される。		目標1 多様な生きものが生息・生育する場を保全する 目標2 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生態的なネットワークを形成する
生態系、種及び遺伝 子の多様性を保護す ることにより、生物 多様性の状況を改善 する。	目標12	2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅が防止され、また、それらのうち、特に最も減少している種に対する保全状況の改善が達成、維持される。	· 希少種対策	目標1 多様な生きものが生息・生育する場を保全する
	目標13	2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜 及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、また、その遺 伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略 が策定され、実施される。		目標9 世田谷らしい地域の自然資源(有形の資源)を継承する
	目標14	2020年までに、生態系が水に関連するものを含む不可欠なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保護され、その際には女性、先住民 ※3、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。		目標9 世田谷らしい地域の自然資源(有形の資源)を継承する
戦略目標D: 生物多様性及び生態 系サービスから得ら れるすべての人のた めの恩恵を強化す る。	目標15	2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。		
	目標16	2015年までに、遺伝資源の取得の機会 (アクセス) 及びその利用 から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、 国内法制度に従って施行され、運用される。		
	目標17	2015年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改定生物多様性 国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施し ている。		目標4 生物多様性の恵みを分かち合うために、様々な主体や施 策を相互に連携する
戦略目標E:	目標18	2020年までに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する 先住民の社会及び地域社会の伝統的な知識、工夫、慣行及びこれ らの社会の生物資源の利用慣行が、国内法制度及び関連する国際 的義務に従って尊重され、これらの社会の完全かつ効果的な参加 のもとに、あらゆる関連するレベルにおいて、条約の実施に完全 に組み入れられ、反映される。		目標10 生物多様性に支えられた世田谷らしい文化や歴史 (無形 の資源) を継承する
参加型計画立案、知 識管理及び能力構築 を通じて実施を強化 する。	目標19	2020年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、 その損失の結果に関連する知識、科学的基盤及び技術が向上し、 広く共有され、移転され、適用される。		目標6 生物多様性に関する情報を一括して管理・発信できる仕 組みを整える
	目標20	遅くとも2020年までに、戦略計画2011-2020の効果的な実施に向けて、あらゆる資金原からの、また資源動員戦略において統合、合意されたプロセスに基づく資金動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される可能性がある。		目標8 将来にわたって恵みを享受し続けるための人材育成・教育の仕組みを整える

「目標5 生物多様性に関わる活動の活性化」は、国・都の目標 に含まれていない。

# 4. ヒアリングにご協力いただいた団体・商店街・事業者

区内で既に生物多様性に配慮した取り組みを行っている主体へヒアリングを行いました。様々な取り組みを行っている団体や事業者は、世田谷の強みであり、世田谷らしさとも言えます。以下では、その具体的な取り組み事例を紹介します。

### (1)活動団体の取り組み

### 【成城みつ池緑地と成城みつ池を育てる会】

都市緑地法に基づく特別緑地保全地区と 世田谷区みどりの基本条例に基づく特別保 護区に指定されている、成城みつ池緑地が あります。この緑地の基本整備方針を、多 くの区民の参加を得て考えようと、平成 13 年から2年間「成城みつ池を考える会」と して毎月1回会議が行われ、平成15年3 月に基本整備方針が決定しました。これを 受け、区民参加で守り育てる活動を進める 母体として、平成15年4月、『成城みつ池 を育てる会」が誕生し、基本整備方針に沿っ た内容で、区民参加による生きもの調査と保 全活動を行っています。



所在地:世田谷区成城 4-20-8

## 【桜丘すみれば自然庭園とすみればネット】

桜丘すみれば自然庭園は、故・植村傳助 氏の邸宅と庭園の跡地で、植村氏の武蔵野 の風景を再現するという構想のもと、昭和 初期につくられ、ご家族が守り育ててきた 庭園です。世田谷区では平成5年度よりこ の跡地の取得を進め、平成12年度からは 住民参加によるワークショップを行ない、 緑地づくりに取組んできました。平成15 年に、「スミレ」の咲く「場」「原っぱ」と いう意味をこめて「区立桜丘すみれば自然 庭園」として開設しました。

現在、市民運営グループ「世田谷すみればネット」と一般財団法人世田谷トラストまちづくりが協働して生きもの管理運営を行なっています。



所在地:世田谷区桜丘 4-23-12

# 【季節の野草に出会う小径と船橋小径の会】

船橋の小径は、野草や草花が残る昔ながらの 土の道で、区の地域風景資産に選定されていま す。

ここでは地域住民が平成 15年にグループ「船橋小径の会」を設立し、現在日常管理を行っています。管理では、昆虫の居場所に配慮した選択的な草刈を実施、また、植生調査や通信の発行、近隣の学生や住民と共に様々なイベントを行うなど、地域に向けた情報発信やPRを行っています。今後も、地域由来の生きものや植物を復元することを目指し、活動を続けていきます。



所在地:船橋 3-10、13、17、19 (船橋地区会館前~干歳丘高校脇)

### (2) 商店街の取り組み

### 【下北沢一番街商店街】

下北沢一番街商店街は、防災や治安の維持、伝統文化の継承と新たな文化の創造などにも取り組んできました。2009年12月に、新しい街路灯・アーチ・防犯カメラ・街路放送システムが完成しました。LED灯採用、太陽光・風力発電式のハイブリッド型でCO2を70%削減した地球に優しいECO街路灯です。2012年12月に火災初期用のスタンドパイプを全国に先駆けて街路灯に設置しています。



所在地:北沢2丁-37-17

(下北沢一番街商店街振興組合事務所)

#### (3) 事業者の取り組み

### 【二子玉川ライズ】

二子玉川東地区市街地再開発事業 (第2期)では、良好な自然環境に恵 まれた二子玉川周辺において、環境へ の影響を最小限にするだけでなく、地 域の生態系と共生する環境づくりに も力を入れています。

ここでは、多摩川、武蔵野台地、国 分寺崖線、等々力渓谷など、周辺の地 形や、そこで見られる植生を再生する ことで、生態系の保全に貢献する生物 ネットワークの基盤を構築しています。



所在地:世田谷区玉川 1-14-1

また、約 6,000m² ものルーフガーデンは、「エコミュージアム」というコンセプトで、地域の自然を体感し、学ぶことができる空間となっています。周辺の水辺環境を再現したビオトープ「めだかの池」を設置したほか、研究者と連携のもと、環境省のレッドデータブックに指定されている多摩川の草花の代表格であるカワラノギクを育成しています。同街区では、全敷地面積に対する緑地率を 40%以上とし、植生の 95%以上を在来種から構成することにより、施行前と比べ、生物多様性の価値は大幅に向上しました。こうした多摩川の生態系を維持・保全する計画が評価され、生物多様性を高める事業を評価する「JHEP(ハビタット評価認証制度)」において、最高ランクとなるAAA を取得しています。

#### 【世田谷ハウス】

世田谷ハウスでは、三菱地所グループが開発、運営するオフィスビル、商業施設、集合住宅等において、今後もより生物多様性に配慮しつつ、集う方々にとっても魅力的な外構づくりを行うための「実験庭園」として、平成27年に外構部分の改修を行いた。この「実験庭園」では、維持管理、モニタリング、社員参画型のコミュニケーションプログラムなど、社宅の枠を超えた実際の事業での展開を視野に、様々な取り組みを実験的に行っています。また、世田谷ハウスは、



所在地:世田谷区船橋 7-25-2

生物多様性保全の取り組みを可視化して認証する制度「いきもの共生事業所認証 (ABINC 認証)」を取得しています。

# 5. 用語解説

### 【あ行】

#### 愛知目標(あいちもくひょう)

2010 (平成22) 年に愛知県名古屋市で開催された、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10) において採択された、生物多様性に関する世界目標となる「戦略計画2011-2020」。2050年までに「自然と共生する世界」の実現を目指し、2020年までに生物多様性の損失をとめるための効果的かつ緊急の行動を実施するため、5つの戦略目標と、20の個別目標を掲げている。

#### 生きものネットワーク(いきものねっとわーく)

生物多様性の保全や生態系の保全・回復を目指して、生物生息空間である自然環境を質的・量的に改善し、生息地間の生きものの移動を容易にするために生態的回廊(飛び石状や線状の生きものの移動経路)でつなげ地域的・広域的にネットワークを形成したもの。

#### 大蔵大根(おおくらだいこん)

昭和 40 年代までは、世田谷の至るところで栽培されていたが、昭和 49 年に誕生した病気に強く、栽培しやすい青首大根の普及に伴い、白首系の大蔵大根は次第に姿を消していった。「区内の農産物を PR するためにも地元ゆかりの野菜である大蔵大根を見直そう。」と区内農家が平成 9 年から再び栽培をはじめ、今では「せたがやそだち」の地場野菜のひとつとして親しまれている。

#### 屋上緑化(おくじょうりょっか)

屋上緑化とは、建築物の断熱性や景観の向上、生態系の創出などを目的として、屋根や屋上に植物を植え緑化すること。

### 【か行】

#### 外来種(がいらいしゅ)

環境省の定義によれば、外来種とは、もともとその地域にいなかったものが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生きもののことを指す。日本国内のある地域から、もともといなかった地域に人為的に持ち込まれた場合に、もとからその地域にいる生きものに影響を与える場合もある。

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」では、明治時代以降に

海外から持ち込まれた生きもののことを指す。ただし、渡り鳥、海流にのって移動してくる魚や植物の種などの、本来自然の力で移動する生きものは、外来種には当たらない。 その中でも、地域の生態系に大きな影響を与え、地域の生物多様性を脅かす種のことを侵略的外来種という。

#### 国分寺崖線(こくぶんじがいせん)

立川市、国分寺市、小金井市などから世田谷区を通り、大田区まで続く延長約25km、高さ10~20mほどの崖の連なり。多摩川が10万年以上かけて武蔵野台地を削り取ってできた河岸段丘で、樹林や湧水などの豊かな自然環境が残る。

### 【さ行】

#### 里山(さとやま)

地域住民の生活と密接な関わりを持つ集落周辺の山・森林。かつて住民は、生活の一部として、燃料となる薪や薪炭用木材をとり、食料などとなる山菜をとり、落ち葉を利用した堆肥づくりなどを行い、里山を利用した。

#### 市民緑地(しみんりょくち)

300 ㎡以上の緑地の土地所有者と、緑地管理機構の指定を受けた(一財)世田谷トラストまちづくりが契約を結び、整備したあとに、地域に公開し、みどりの保全を図る、都市緑地法に基づく制度。所有者は税制面で優遇措置を受けることができるほか、緑地の維持管理の負担を軽減できる。

#### 世田谷区みどりとみずの基本計画(せたがやくみどりとみずのきほんけいかく)

都市緑地法に基づく、世田谷区の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画。区では、区制 100 周年を迎える 2032 年(平成 44 年)に「みどり率」33%の達成を目指す「世田谷みどり33」を進めている。

#### 世田谷トラストまちづくり大学(せたがやとらすとまちづくりだいがく)

環境共生・地域共生のまちづくりの理念のもと、現場を知り体験し考える中から身近 なみどりの保全やまちづくり活動に携わる実践者の育成を目的として、(一財)世田谷ト ラストまちづくりが実施している学びの場。

### 生物多様性基本法(せいぶつたようせいきほんほう)

生きものの多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、合わせて地球環境の保全に寄与することを目的とした法律(2008年

6月施行)。国による生物多様性国家基本計画の策定や、地方自治体による計画策定(生物多様性地域戦略)や生物多様性の保全施策に関する規定などを定めている。

#### せたがやそだち

世田谷区では、区内産農産物のイメージアップと PR を図り、区内の農業と農地の保全について理解を深めてもらうため、区内で生産された野菜や果実、花などにロゴマーク「せたがやそだち」を表示している。

#### せたがや百景(せたがやひゃっけい)

区民が「好ましい」と感じる風景の中で生活し、活動していくことを願い、そのような風景を区民、行政、事業者が協力しあって守り育て、つくっていくために、1984 年 (昭和59年)に、区民から推薦を募り100の風景を選定したもの。

#### 世田谷・みどりのフィールドミュージアム

フィールドミュージアムは、地域全体(フィールド)をひとつの博物館(ミュージアム)として捉え、学習・体験の場とする考え方。世田谷区は、世田谷の自然や生きものについての知識が得られ、自然への関心が深められるよう、平成21年度に成城学園前駅周辺地区や平成27年度に喜多見4・5丁目農の風景育成地区で周辺の地図や案内板を整備した。

#### 絶滅危惧種(ぜつめつきぐしゅ)

絶滅の危機にある生きもののこと。生きものの絶滅は地球の歴史の中では当然のことであったが、人間の経済活動によりかつてないほどの速度で多くの生きものが絶滅している。

# 【た行】

#### 多自然型川づくり(たしぜんがたかわづくり)

河川が本来有している生きものの良好な生育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出するために、なるべくコンクリートで護岸するのではなく、多孔質な空間や緑化を行い、生きものの生息・生育空間を創出する川づくりの手法。

#### 小さな森 (ちいさなもり)

50 m以上の民有地の緑地を登録することにより、区民共有の財産である都市の貴重なみどりを保全する、(一財)世田谷トラストまちづくりの制度。区民に緑を保全すること

の大切さを知ってもらうために、公開日を設けてオープンガーデンを開催している。

#### 地域風景資産(ちいきふうけいしさん)

世田谷区風景づくり条例に基づき、身近にある守り、育みたい風景を区民参加で選定している。地域で大切にしたい風景のために活動する人の輪を広げ、世田谷全体の風景を育んでいくことを目指している。

#### 宙水(ちゅうすい)

区内には、比較的浅い地層の地下水である「亩水」がある。ローム層中に水を通し難い層が介在する場合、水が地中で局所的に受け止められ、地下水が地表に近い位置に分布しているものを宙水とよぶ。

#### 特別保護区(とくべつほごく)

樹林地や水辺地、動物の生息地が一体となった土地で、自然的社会的諸条件から特に 保全する必要があると認められる民有地について、区が「世田谷区みどりの基本条例」 に基づき、指定している。建築行為などの一定の行為を制限し、緑地の保全を図る制度。

#### 等々力渓谷(とどろきけいこく)

23 区唯一の渓谷であり、1999 年(平成 11 年)に東京都指定名勝となる。東急大井町線等々力駅近くのゴルフ橋が渓谷の起点となり、谷沢川に沿って設けられた遊歩道を進むと、木々だけでなく、湿生植物や武蔵野れき層などの地層が見られる。

#### トラスト運動(とらすとうんどう)

世田谷のトラスト運動は、単にみどりを守るというだけでなく、地域に誇りと愛着を持った人々が、ボラインティアとして主体的に環境保全を進めている。(一財)世田谷トラストまちづくりは、みどりや水辺などの自然環境や、近代建築などの歴史的文化遺産などを区民共有の宝物として、協力しながら守り育て、次世代に引き継いでいくことを目的とした"世田谷のトラスト運動"を進めている。

# 【は行】

#### ビオトープ

生きものが生息できる条件を備えた生態学的に良好な空間。

#### プレーパーク

「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに、子どもの自由な遊びを目指して、世田谷区と住民が共に作っている遊び場。禁止事項をなるべくなくし、子どもが自然の中で、自由にのびのび遊べる環境をつくっている。現在、区内には羽根木公園、世田谷公園、駒沢緑泉公園、北烏山もぐら公園にある。

### 壁面緑化(へきめんりょっか)

建築物の断熱性や景観の向上などを目的として、建物の外壁を植物で緑化すること。

# 【や行】

#### 屋敷林(やしきりん)

防風などを目的として、屋敷の周囲に植えられたケヤキやモウソウチクなどの林のこと。

#### 湧水(ゆうすい)

地表や河川などに自然状態で湧き出てきた地下水。世田谷には国分寺崖線沿いに数多 く存在している。

# 【ら行】

#### 緑道(りょくどう)

都市公園法に基づき配置する植樹帯と歩行者路を主体とする帯状の緑地。世田谷区では、暗渠化された河川の上部を歩行者の安全と災害時の避難路の確保などを目的として、 緑道を整備している。

#### レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因などの情報を記載した図書。1966 年に IUCN (国際自然保護連合)が中心となって作成されたものに始まり、現在は国や団体などによって、これに準じるものが多数作成されている。日本では、環境省や都道府県によるものがある。